

仕 様 書

仕 様 書 番 号	第 1 3 4 号		部 隊 名	朝霞駐屯地業務隊管理科
件 名	訓練用空調機賃貸借（その２）		管理 区分	レンタル
			作成年 月 日	令和８年 7 月 2 4 日
1 4 5 号建物 （旧食堂） （平屋建て）	規格	床置き型空調機：3相200V 冷房能力5馬力 電源用発電機：賃貸借する空調機に応じた容量 ※並列運転可能型※125KVA想定 切替操作盤・仮設分電盤 （設置・撤去作業含む） （電気工事含む、一部既存電源の使用可） （窓用アルミパネル必要に応じ） （ドレンアップポンプ必要に応じ）	数量	床置き型空調機：27台 電源用発電機：2台 仮設分電盤：必要数 窓用アルミパネル：必要数 ドレンアップポンプ：必要数
	レンタル期間：令和8年8月21日（金）～同年9月18日（金） 計29日間 設置作業：契約日～同年8月20日の間 撤去：9月18日以降調整による			
内 容	1 レンタル期間 上記による			
	2 その他 (1) 監督官の指示する駐屯地内の建物の使用する部屋までの運搬費及び引取費並びに設置取付費を含むものとする。 (2) 設置に先立ち、現地確認を行い作業に必要なとなる資材の選定を行うものとし道路及び通路箇所（屋内外共）には横断用配線カバーを設置すること。設置する配線・配管は通行の妨げにならないよう、適切に収めること。 (3) 設置取付にかかる期間については、レンタル期間に含まれないものとし、設置取付は、レンタル期間の開始前又は終了後に実施すること。 設置後、設置場所は立ち入り禁止区域となることから発電機は定期点検等が借用期間に被らないものを選定すること。 (4) 借用機器の規格については、同等品以上とし、疑義が生じた場合については、官側と調整するものとする。 (5) 発電機の設置において、官側の指示する箇所に設置するにあたり必要となる、敷き鉄板・架台等の必要資材は請負業者で準備すること。 (6) 配線及び配管は、その機器に適応する部材で適正に行うと共に、発電機から各機器までの配線については、現地の収まりなどに応じて防水処置等適正な施工を行うこと。 (7) 借用機器が故障した場合は、契約業者の負担により修理を実施すること。修理不能な場合は、同等品を速やかに用意すること。 (8) 設置完了後、請負業者で試運転調整を行い異常がないことを確認した後官側に引き渡すこと。試運転調整に係る燃料は請負業者で準備すること。 (9) 官側の求めに応じ、取扱説明書を提出し使用要領を官側に説明すること。 (10) 設置・撤去作業は、平日（土日祝除く）8：30～17：00の間とするも、作業の進捗状況により、時間外作業が必要な場合は事前に官側と調整し、許可を受けた場合のみ可能とする。			
2枚目に続く				

内 容	1 枚目より↓ (11) 本役務の作業従事者は、日本国籍を有する者とし役務現場及び許可された場所以外への無断立入りは厳禁とする。 (12) 設置場所等詳細については、契約後の監督官の指示による。 (13) 役務書類について官側の指定する書式で提出するものとし、契約後速やかに提出すること。 (14) 役務写真を納入時、設置作業中、設置完了、撤収作業中、返納時で撮影しサービス版サイズで1部提出すること。 (15) 発電機設置にあたり、火災防止条例等関係法規に基づき設置位置を検討するとともに、必要に応じ、消防署への設置届を請負業者で準備、提出すること。必要となる書類作成費、手続き費用は請負業者負担とする。 発電機の設置箇所には、関係法令に基づき仮囲い及び看板を設置し、消火器も設置すること。発電機1台につき消火器1台を基準とする。 看板の内容については、官側から例を提示する。 (16) 発電機設置後の運転管理及び不具合対応含むものとする。 官側での燃料給油の際、発電機の切り替え（朝夕1日2回基準）及び切り替えの際の点検・不具合の際の緊急対応（24h対応）を行うこと。（24h対応については常駐を要するものではなく、官側より連絡を受け際に1時間以内に対応することとする。） 請負業者は、レンタル期間の勤務割及び緊急連絡先を一覧にし提出すること。
検 査 方 法	本仕様に基づく。
そ の 他	